
第2章 第1次計画の取り組み状況

第2章 第1次計画の取り組み状況

第1節 これまでの取り組み

倉敷市社協は、地域住民やボランティア団体等と協力しながら、地域福祉を計画的・体系的に推進していくために、平成22年11月に第1次地域福祉活動計画を策定しました。

策定にあたり、第1次地域福祉活動計画策定委員会（以下、「第1次策定委員会」という。）を立ち上げ、検討を行いました。第1次策定委員会は、地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」という。）、民生委員児童委員協議会¹³、愛育委員会¹⁴、障がい者団体、子育て支援団体、老人クラブ¹⁵、ボランティア団体、介護保険事業者¹⁶、障がい者施設、市職員、公募の市民から選出された21人の委員で構成され、11回の会議で検討を行い、計画を策定しました。

計画では、「和気あいあいの倉敷まちづくり～話しあい、学びあい、支えあい～」という基本理念のもと、6つの重点目標、11の推進目標を掲げ、さらに、具体的な30の実施事業を掲げました。

策定した計画書は倉敷市社協会長に答申され、会長は平成22年11月の理事会・評議員会に計画の実施を議案として上程し、審議の結果倉敷市社協事業として実施することが議決されました。そして、平成23年4月から地区社協をはじめ、高齢者支援センター、民生委員児童委員協議会、愛育委員会、ボランティア団体等と協働しながら、30の実施事業に取り組みました。

計画策定から3年が経過した平成26年度には、計画の着実な推進を図るための進行管理と事業評価を行うために、第1次地域福祉活動計画評価委員会（以下、「第1次評価委員会」という。）を立ち上げました。

第1次評価委員会は、客観的な評価を行ってもらうため、第1次計画の策定委員及び倉敷市社協の理事・評議員以外の人から選考し、9人の委員で構成しました。

この第1次評価委員会では、平成23年度から平成25年度までの3年間の事業実績を評価するとともに、今後の方向性について検討を行いました。そして、平成28年4月から取り組む第2次計画の中で、倉敷市社協が取り組むべき事業活動の方向性について提言がまとめられました。

¹³ 民生委員児童委員協議会…すべての民生委員・児童委員が所属し活動している組織で、概ね小学校区等の区域で設置される。略して「民児協」という。民生委員法で定められた法定単位民児協と、地区・市・県・全国といった圏域で連合して組織された連合民児協とがある。

¹⁴ 愛育委員会…地域の乳幼児から高齢者まですべての住民にとって健康で明るく住みよい地域にするため、行政と協力しながら活動している健康づくりボランティアを愛育委員といい、その委員が活動の拠点とする概ね小学校区ごとに設置された組織のこと。

¹⁵ 老人クラブ…地域社会において、高齢者の生きがいを高め、その生活を健全で豊かなものとするとともに、社会の一員としての役割を果たし、自らの努力で老人福祉の増進を図ることを目的とする自主組織。会員の年齢は原則として60歳以上。都道府県、市町村単位に連合会が組織されている。

¹⁶ 介護保険事業者…高齢者等に対して総合的なサービスの提供や向上を図ることを目的として、市内の介護サービスを提供する保健・医療・福祉の事業者のこと。

第2節 第1次計画の成果と課題

第1次評価委員会では、第1次計画の中間評価を行い、6つの重点目標ごとに評価結果がまとめられました。

(重点目標1) 地域においてなんでも相談できる仕組みを構築し、自分たちの生活課題解決策を話し合う場をつくります。

高齢者支援センター¹⁷と倉敷市社協、倉敷市保健所と連携しながら、小学校区ごとに小地域ケア会議の設置が進んでおり、51か所で設置ができます。しかし、設置できていない学区もあります。

また、高齢者等心配ごと相談所¹⁸の相談員に対する研修や、地域住民に対する個人情報保護についての研修を一層充実させる必要がある一方で、情報発信や情報提供のあり方について見直しを図っていく必要があります。

(重点目標2) 住民同士のたすけあい活動、交流活動を推進します。

地区社協による三世代交流活動¹⁹や高齢者を対象としたふれあいサロン活動は年々増加してきており、成果を上げています。今後も助けあい活動の必要性や福祉制度についての理解を促進する取り組みを継続して行う必要があります。

ただし、住民同士の見守りや支えあい活動については、支援を必要とする人が増加する一方、支援する人の育成を図るなど、事業目的を達成するために、事業の実施及び展開方法について工夫していく必要があります。

(重点目標3) 身近なところで福祉について学習できる機会を充実します。

福祉教育と住民参加の促進に関する事業については、参加者も計画どおり増加するなど一定の成果を上げていますが、継続的に取り組むことが重要であり、今後も効果的な方法を工夫しつつ継続する必要があります。

(重点目標4) 市民活動（住民の福祉活動、ボランティア、NPO²⁰）の支援を充実します。

ボランティア・NPO振興に関する事業については、ホームページを活用した

¹⁷ 高齢者支援センター… 地域ケア会議（多職種協働による個別ケースのケアマネジメント支援のための実務者レベルの会議や、そこで蓄積された最適な手法や地域課題を関係者で共有するための会議）の開催を通じながら、高齢者が可能な限り、地域において自立した日常生活が送れるよう、介護・保健・医療・福祉に関する総合的な支援を行う中核機関

¹⁸ 高齢者等心配ごと相談所… 住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言や相談機関の紹介を行うことによって地域福祉の増進を図ることを目的に開設している相談所。倉敷市社協が市内5箇所に開設している。

¹⁹ 三世代交流会活動… 地区社協・老人クラブ・学校・地域の各種団体などの協力を得て三世代（子ども・親・祖父母）の交流を目的として、地域で行う季節行事やスポーツ振興・文化活動のこと。

²⁰ NPO… 様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を「NPO法人」という。

ボランティア依頼情報や財政支援情報の提供を行うとともに、平成25年度からは年2回ボランティア通信を発行し、町内会で回覧するなど、情報提供の充実を行ってきました。

また、同年度には、個人ボランティアやグループ、NPO等の連絡組織として、新たに「倉敷市ボランティア連絡協議会」を設立し、交流会や研修会、情報発信をボランティアが中心となって行っています。

なお、ボランティアスタートアップ講座及びフォローアップ講座は同様の趣旨の講座を倉敷市が実施していますが、倉敷市社協としても新たにボランティア活動を始める人を増やすための取り組みを検討する必要があります。

（重点目標5）だれもが安心・安全な地域づくりを推進します。

災害支援や権利擁護²¹に関する事業については、認知症高齢者の増加や、障がい者の在宅生活への促進により、成年後見制度²²を必要とする市民は、今後ますます増加すると思われます。そのため、成年後見制度巡回講座や権利擁護支援フォーラムなど、市民への制度説明や権利擁護の必要性について啓発活動を行っており、引き続き取り組んでいく必要があります。

一方、災害時における民生委員児童委員協議会と自主防災組織²³との連携の検討については、他律的な2団体間の取り組みに関するものであり、倉敷市社協として直接的に介入し目標達成を図ることが困難な事業であるため、休止することになりました。ただし、倉敷市社協として防災体制・防災活動のあり方については、今後も検討していく必要があります。

（重点目標6）地域福祉を推進するための基盤整備を進めます。

文字通り倉敷市社協が進める地域福祉を支える根幹となる仕組みや体制です。福祉協力委員の設置や地区社協の設立について、全小学校区での取り組みには広がっていませんが、着実に数を増やしています。また、地区社協における小地域福祉活動計画²⁴の策定については、平成26年度から3地区社協が取り組んでおり、今後も継続して取り組む地区社協を増やしていく必要があります。

²¹ 権利擁護…自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な高齢者や障がい者などに変わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

²² 成年後見制度…認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な方々を保護するために法的に権限を与えられた後見人等が本人の意思を尊重し、生活状況や身体状況等も考慮しながら本人の生活を支援したり財産を守る制度

²³ 自主防災組織…災害による被害を少しても減らすために、自分たちの住んでいる地域や町内、隣近所の人たちと、普段から協力しあいながら防災活動に取り組むための組織のこと。

²⁴ 小地域福祉活動計画…概ね小学校区を範囲とする圏域で策定される住民主体による計画。圏域内にある地域課題を明らかにするとともに、地域の様々な機関・団体が協働し、課題解決のために策定される中期間の計画のこと。

第3節 第2次計画に反映させる取り組み（第1次計画評価委員会から）

第1次評価委員会において、第1次計画の中間評価を踏まえて第2次計画に反映させる取り組みについて提言がありました。

（1）住民福祉活動団体が抱える課題についての対策

地区社協、ボランティア団体、当事者団体などの住民福祉活動団体が抱える担い手・後継者不足、負担感の増大などについての対策を検討する必要があります。

とりわけ、地区社協については、設立だけに力を入れるのではなく、設立後の継続的支援が必要であるとともに、一定の力が付いた段階で自立的な活動や運営を促していくことが必要です。

（2）地域包括ケアシステム構築のための取り組み

高齢者が住み慣れた地域で継続的に生活できるための取り組みである「地域包括ケアシステム」の構築のために、倉敷市社協がどのような役割・機能を果たすことができるのかを検討し、これまで取り組んでいなかった新たな分野や対象者への開拓的、先駆的な取り組みが求められます。（図2を参照）

（3）権利擁護システムの充実

家族や地域のつながりが希薄になる中で、孤立する要援護者の財産や暮らしを守る権利擁護システムの充実が課題です。今後は市民後見人²⁵の養成や倉敷市社協による法人後見²⁶についても研究する必要があります。

（4）災害対応の一層の充実

災害発生時とその後の対応について、倉敷市社協が果たす役割を明確にし、災害ボランティアセンターが最大限機能する仕組みを検討する必要があります。

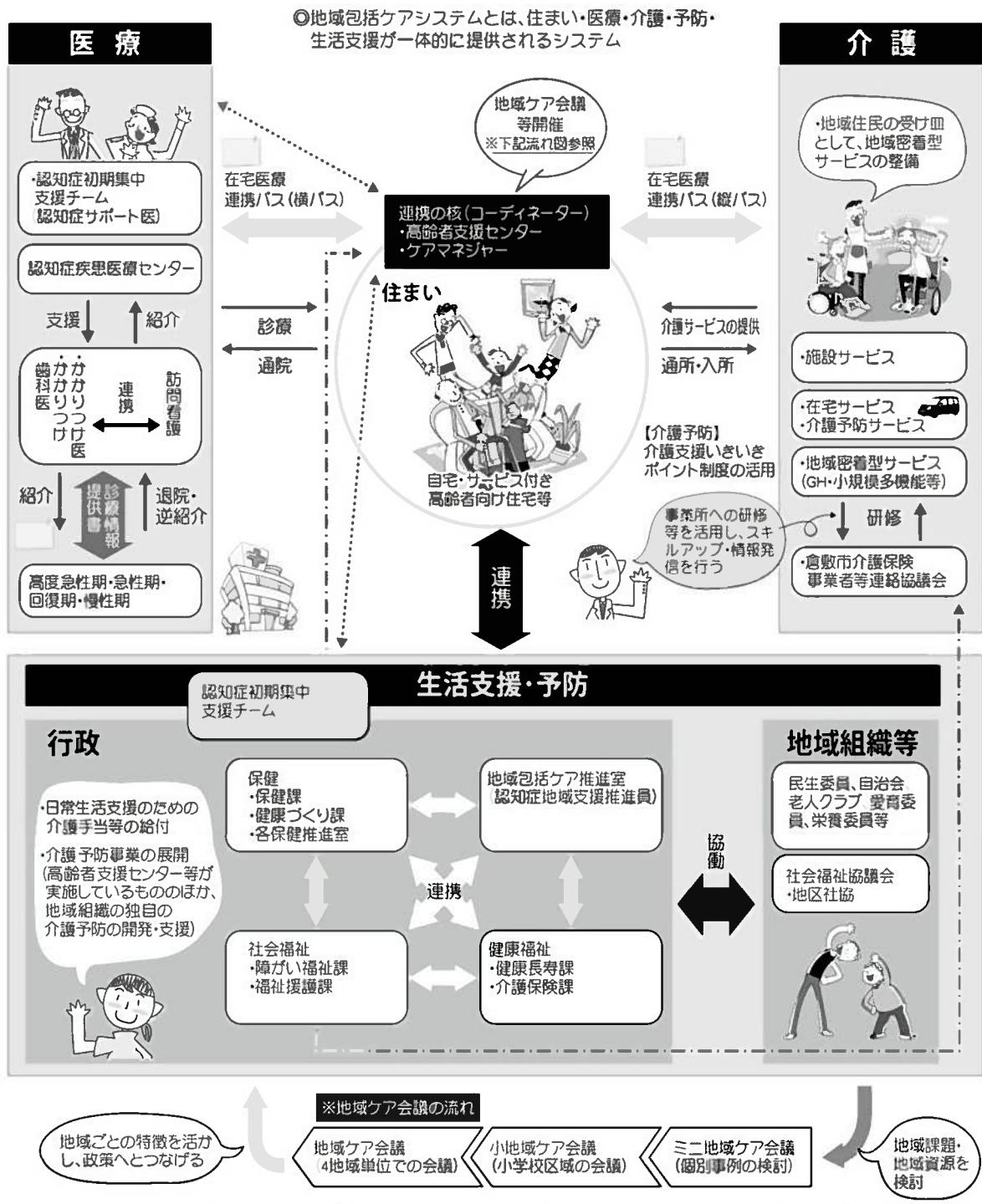
（5）地域福祉に対する継続的な取り組み

地域福祉の取り組みについては、長期的な展望を持ちつつ、倉敷市社協こそが取り組むべき事業を行政と連携を図りながら、根気強く継続する必要があります。

²⁵ 市民後見人… 判断能力が不十分になった人に、後見人等になる親族がない場合に、市民後見人養成研修を修了した市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行うこと。

²⁶ 法人後見… 社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が後見人等になり、判断能力が不十分になった人の保護・支援を行うこと。

図2 倉敷市の地域包括ケアシステムのイメージ図



倉敷市社協は、介護予防や生活支援に関する取り組みを、地域住民が主体的に行っていけるように、地域の関係団体等と連携しながら様々なサービスを提供できる体制づくりを推進します。